

船橋市告示第1044号

船橋市市税条例(昭和29年船橋市条例第30号)第18条の2第1項の規定に基づき、令和6年船橋市告示第67号において別途船橋市告示で定めるところとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所を有する個人又は事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和7年1月30日までの間に到来するものについて、令和7年1月31日とする。

令和6年12月27日

船橋市長 松 戸 徹

都道府県名	地域
石川県	七尾市 羽咋郡志賀町